

◎旧小見野小学校跡地の活用に関する提案募集に係る質問及び回答について

No.	質問事項	回答
1	体育館及び運動場については、避難所として計画の中に位置づけられることとなった場合、国・県・川島町の策定する「避難所開設マニュアル」にのっとった開設となるという理解でよろしいのでしょうか。その場合、避難所開設時の管理責任者は川島町から派遣されるということでしょうか。また、避難所開設が学校課業中となった場合、在校生の児童生徒の管理については、そうした内容を明記した協議書を作成するという理解でよろしいのでしょうか。また、備蓄庫は設置されるのでしょうか。その場合、日常の備蓄庫の管理や補充などについては川島町で実施するという認識でよろしいのでしょうか。	避難所開設については、国、県、町の計画やマニュアル等に基づき開設します。なお、事業実施にかかる避難所開設等の災害対応の詳細については、事業実施候補者と協議の上、協議書等の書面にて詳細を決定する予定です。
2	提案事業の「1年以内の着手」については、埼玉県学事課への新小中学校設置計画概要書の提出（令和8年8月提出予定）をもって「着手」と考えてよろしいのでしょうか。	公募要領P6の④に記載の「1年以内の着手」、「3年以内に提案事業の開始」のタイミングについては、事業実施候補者決定後の協議において、全体の事業計画を踏まえて決定する考えです。
3	「地域住民との交流や連携」については、事業説明会も含め、開校後も定期的に学校説明会を実施する計画でございます。なお、交流についても積極的に推進する計画ではございますが、通学する児童生徒の状況を勘案しながら、段階的に進めていく計画としたいと考えておりますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	売却となった場合の「必要に応じ使用状況を調査し、又は事業者から必要な報告を求める」内容や頻度等についてご計画があればご教示ください。	現時点で明確な計画はありません。協議の上で実施します。
5	「かわじま郷土資料展示室」につきましては、移設が必要な場合、「移設に係る経費」とは展示物の移送、移設場所の借り上げ料など、どこまでを想定されるものかご教示ください。	公募要領P5-6に記載のとおり、「原則、町の財政負担を伴わないこと」としており、P7に記載の「かわじま郷土資料展示室」についても同様の考えですが、費用負担の範囲は事業実施候補者決定後、協議の上で定めます。
6	同様に、生活科室の活用ですが、どのような地域活動で利用され、利用の曜日、時間帯、日数はどれくらいありましたでしょうか。また、移設が必要となった場合、「移設に係る費用」とは、どこまでを想定されるものかご教示ください。	令和7年度は21団体が会議や演奏、運動等を目的に利用しています。利用の曜日、時間帯、日数は団体ごとに異なります。また、移設に係る費用については質問No.5と同様に、費用負担の範囲は事業実施候補者決定後、協議の上で定めます。
7	川島町廃校施設の開放及び管理についてですが、旧小見野小学校の施設活用につきましては、生活科室以外にどのような施設でどのような活用がございましたかご教示ください。	校舎内では、1～2年生教室、特別支援教室、コンピュータ室、理科室、5～6年生教室、図書室、家庭科室、音楽室が使用されています。主に集会等グループによる利用です。
8	「提案内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力、資金等）」をご提示するために、必須の提出資料がありましたらご教示ください。	「提案内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力、資金等）」の提示に必須となる資料は定めていませんが、P10の④提出書類に記載の書類を不備・不足なくご提出ください。
9	選挙時に投票所として使用していた施設はどこかご教示ください。	校舎の西側入口を起点に1階部分の半分程度及び北側の別棟を使用しています。
10	校舎及び別棟等にアスベスト等の有害物質の使用はありますか。これまでにアスベスト調査、対策工事等の有無をご教示ください。	平成26年に調査を実施しております。当時の調査結果では、有害物質はありませんでした。
11	第二次審査に使用する「提出している事業計画書」については、令和8年6月5日提出締切の「事業計画書」に第二次審査に使用するプレゼンテーション用データのプリント資料も添付するという理解でよろしいのでしょうか。	第一次審査、第二次審査ともに、令和8年6月5日締切で提出された「事業提案書」を使用します。第二次審査において使用する資料は事業提案書類の提出期限までに不備・不足なくご提出ください。
12	「事業候補者の選定」が1者ではなく複数となった場合の扱い、及びその後のタイムスケジュールについてご教示ください。	複数の候補者を第一候補者、第二候補者等として扱う。第一候補者との事業化に向けた協議が整わなかった際に第二候補者との協議となります。タイムスケジュールは協議の内容によって変動します。
13	協定書締結からの協議の実施につきまして、開催頻度等ご計画、スケジュールがございましたらご教示ください。	現時点で明確な計画はありません。協議の上で実施します。
14	小見野小学校廃校前のカルテにある「施設管理費 委託料」の内容につきまして、ご教示ください。	施設・設備の法定点検や保安管理、清掃、除草等の業務を委託しているものです。
15	購入ではなく、賃貸借となった場合、施設の改修改変については可能でしょうか。配慮を要する児童生徒のためのスペースや通常の学校では実施しない体験活動等に対応するための教室などを計画しております。また、その場合、事前の協議、申請等が、どのタイミングで必要となるでしょうか。ご教示ください。	協議の上、施設の改修等は可能です。協議時期は、事業実施候補者決定後から事業開始までの間です。なお、協議開始後の協議を妨げるものではありません。
16	現在、校舎内に残されている物品（机、いす、教材、教具等）について、使用可能な状態のものについては、無償で使わせていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	校舎内の残置物については、協議の上で使用可能です。有償または無償とする残置物は協議において判断します。
17	残されている物品の中で使用に耐えないものの扱いについては、処分は弊社で行うことになるのでしょうか。ご教示ください。	公募要領P5-6に記載のとおり、「原則、町の財政負担を伴わないこと」としているため、事業を実施する者が負担することとしています。
18	学校法人の認可は、開校の直前になります。しかし、学校法人の認定には土地建物の所有が要件の一つになっております。従いまして、手続きとしては一度、新しく学校法人設立のための財団法人やなんらかの準備法人を設立し、そちらで旧小見野小学校を購入させて頂き、法人設立後にその財産を移行する形が必要になると考えております。そのような方法をとる際に、川島町としては何らかの条件や必要な手続きがございましたでしょうか。	現時点で明確な条件や手続き等はありません。協議の上で判断、決定します。